

登録ボイラー実技講習機関
令和6年公示第1号

登録ボイラー実技講習機関の代表者変更について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の37の規定による届出があったので、同省令第19条の24の46に基づき下記のとおり公示する。

記

変更事項	変更前	変更後
氏名又は名称	盛岡職業能力訓練センター	変更なし
代表者の氏名	盛岡職業能力訓練センター長 松下 隆廣	盛岡職業能力訓練センター長 大竹 聡
住 所	岩手県盛岡市上田字松屋敷 11-11	変更なし
変更する年月日		令和6年4月1日

登録番号 第2号 登録ボイラー実技教習機関

令和6年4月25日

岩手労働局長